

目

次

	頁
第 85 号議案 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	8
第 86 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	9
第 87 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	10

第八十五号議案

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第一条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号を次のように改める。

- 二 精神の機能の障害によりふぐの調理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

令和元年九月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、成年被後見人等に係る欠格条項を見直すとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第八十六号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第百十八号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同項第百二十号中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「金額」の下に「。ただし、新たに追加される建築物については、第百十八号金額の欄に定める額とする。」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日から施行する。

令和元年九月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を踏まえ、複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第八十七号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ロ(2)及びハ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ホ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

- (1) (2)に掲げるもの以外のもの

二千五十円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）

(2) 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額）

別表第七号の表第六号イ中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表第十二号の三中「第四百四条の四第六項」の下に「（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二号の四中「第四百四条の四第七項」の下に「（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十四号ル(3)中「（昭和三十五年政令第二百七十号）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年九月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

道路交通法等の一部改正に伴い、運転免許証再交付手数料等の額を改定する等しいので、この案を提出するものである。